

○ 地域密着型通所介護における設備基準について

必要とされる設備	要件
(1) 食堂	合計した面積は、3㎡×利用定員以上とすること。 ※ 食事の際または機能訓練の際に必要な広さを確保できる場合は、同一の場所でも可。
(2) 機能訓練室	
(3) 静養室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の体調不良時に対応できる設備、スペースがあること。 ・ プライバシーが確保できていること。 ・ ナースコールの設置など、緊急呼び出しに対応できること。
(4) 相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遮蔽物等の設置により、相談の内容が漏洩しないこと。 ・ テーブル、イスなど必要な設備を設置していること。
(5) 事務室	鍵付書庫を設置していること。
(6) 消化設備その他の非常災害に際して必要な設備	消防法に基づくものとする。
(7) 本サービスの提供に必要なその他の設備、備品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす、歩行器等での通行に支障のない幅員が確保されていること。 ・ 必要な場所への手摺の設置、段差解消スロープの設置など、バリアフリーに配慮したものであること。
(8) 浴室（任意）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴介助加算(Ⅱ)算定に当たっては、手摺など入浴に要する福祉用具等を活用し利用者の居宅の浴室の環境を個別に模したものであること。

必要とされる設備の区分に応じて、該当する基本的な要件を列挙しています。また、施設の状態においては、別途、追加で求める場合があります（(例) 2階以上での事業実施の場合のエレベーターの設置など）。